

感謝 感動 深まる絆  
～スポーツで広げようみんなの輪～

令和元年度スポーツ少年団認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会【置賜コース】開催要項

- 1 目的 本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」の養成を目的として開催する。併せて本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」の養成講習会を兼ねる。
- 2 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人山形県スポーツ協会 山形県スポーツ少年団
- 3 後援 スポーツ庁 山形県教育委員会  
米沢市・長井市・南陽市・高島町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町スポーツ少年団
- 4 主管 山形県スポーツ少年団置賜地区協議会 置賜地区スポーツ少年団指導者協議会
- 5 期日会場 令和元年11月16日（土）～11月17日（日）  
「川西町農村環境改善センター」  
住所：川西町大字中小松2240-2 TEL：0238-46-2126  
「川西町民総合体育館」  
住所：川西町大字中小松2240-1 TEL：0238-46-2277  
※講習会に関する質問等は、置賜地区協議会事務局（0238-88-8242）に  
お願いします。
- 6 参加条件 (1) 本年度スポーツ少年団登録指導者及び次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる20歳以上の者  
(2) 今年度は、分散受講できません。
- 7 参加料 3,300円（(受講料2,200円・教材代1,100円)）※申込時に納入すること
- 8 参加申込期日 (1) 参加希望者は、10月4日（金）まで各市町村本部へ申し込むこと  
※各市町村本部事務担当者は、日本スポーツ協会などの資格取得状況について確認  
(2) 各市町村本部は、10月11日（金）まで、各地区協議会事務局へ申し込むこと  
(3) 各地区協議会事務局は、10月15日（火）まで置賜地区協議会へ申し込むこと
- 9 講師 スポーツ少年団認定育成員
- 10 講習内容 (1) 「スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト」および「スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック」により行う。  
(2) 1コースにつき、11科目14時間の集合講習と自宅学習（21時間）を実施  
(3) 集合講習終了後に検定試験を実施する。（テキスト、ワークブック持込み可）
- 11 資格認定 (1) 本講習会の全課程を修了し、検定試験合格者には、日本スポーツ少年団が「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格が付与される。本年度日本スポーツ少年団登録がなされていない場合は、本年度は資格保留となり、次年度すみやかに日本登録された場合に正式な資格認定となる。

- 12 認定期間 講習会を終了した期間から年度末日までとする。ただし、認定を受けた者が毎年引き続き登録を行っている限り有効とする。

### 13 その他

(1) 本講習会は、今年度実施最終年度になります。

(2) 代表指導者の有資格化、単位スポーツ少年団複数有資格者の配置義務化に伴い、各単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者を配置できるよう資格を取得してください。

(3) 参加者は、受付時間を厳守すること。また、テキスト・ワークブック・筆記用具、運動靴・昼食運動着（2日目；実技用）を持参すること。

(4) 宿泊・昼食等については、各自手配すること。

(5) 参加申込後の参加料の返金はしません。

(6) コースの変更は、原則として受け付けません。

(7) 日本スポーツ少年団では、全指導者が有資格者となることを、重点事業として進めています。

(8) 受講するコースの参加者が20名未満の場合は、他のコースで受講することとなりますので、その旨を通知します。なお、他のコースで受講することが不可能な場合は、参加料を返金します。

(9) 再試験は1回に限り行います。なお、日程については、別に定めます。

(10) 本講習会は、「スポーツリーダー養成講習会」を兼ねており、スポーツ少年団認定員の認定者には「スポーツリーダー」が付与されます。認定証は、「スポーツ少年団認定員」「スポーツリーダー」の2つの資格の認定証となります。

また、本年度、日本スポーツ少年団登録がなされていない検定試験合格者は、次年度登録がなされない場合、合格が失効となり資格が認定されませんので、ご注意ください。

(11) 公益財団法人 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者（スポーツドクター、スポーツデンティストを除く）は、市町村スポーツ少年団本部長の推薦により資格を取得できる場合があります。詳細は、山形県スポーツ少年団置賜地区協議会（置賜教育事務所）へお問い合わせください。

### 14 日 程

(1日目)	9:00～9:30	受付・開講式
	9:30～10:30	講義1 「スポーツ少年団の理念とその意義」
	10:30～11:30	講義2 「スポーツ少年団の組織と運営」
	11:30～12:00	講義3 「地域におけるスポーツ振興」
	12:00～13:00	昼食・休憩
	13:00～15:00	講義4 「指導者の役割Ⅰ」
(2日目)	15:00～16:00	講義5 「文化としてのスポーツ」
	16:00～18:00	講義6 「スポーツ指導者に必要な医学的知識」
	8:45～9:00	受付
	9:00～10:00	講義7 「トレーニング論」
	10:00～11:00	講義8 「スポーツと栄養」
	11:00～12:00	講義9 「指導計画と安全管理」
	12:00～13:00	昼食・休憩
	13:00～15:00	講義10 「ジュニア期のスポーツ」 ※運動適性テスト（理論）を含む
	15:00～16:00	検定試験
	16:00～17:30	実技1 「運動適性テスト」
17:30～17:45	閉講式	

### 15 個人情報の取り扱い

(1) 別紙申込書に記入される個人情報は、日本スポーツ少年団本部に認定員資格修得申請を行う際に必要となるものであり、他の目的で利用されることはありません。

(2) 講習会時に配布する資料には氏名、性別、市町村名、資格の有無、所属スポーツ少年団名・所属団番号（スポーツ少年団に所属している方のみ）、日本スポーツ少年団登録の有無のみを記載します。